

吉川市規則第25号

吉川美南駅自由通路の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吉川美南駅自由通路の設置及び管理に関する条例（平成23年吉川市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可等の申請)

第2条 条例第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けようとするものは、使用を開始しようとする日の15日前までに吉川美南駅自由通路使用許可申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、吉川美南駅自由通路使用許可・不許可書（様式第2号）により申請者に審査の結果を通知するものとする。この場合において、市長は、許可を与えるものに納入通知書を合わせて交付するものとする。

(許可事項の変更申請)

第3条 条例第7条第5項又は条例第8条第4項の許可を受けようとするものは、吉川美南駅自由通路使用許可変更申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請を審査し、吉川美南駅自由通路変更使用許可・不許可書（様式第4号）により審査の結果を申請者に通知するものとする。

(許可印の押印)

第4条 市長は、第2条の申請に許可を与えたとき又は前条の申請に許可を与えた場合において当該許可の期限に変更があったときは、掲示された広告又はポスター（以下「広告物」という。）に許可の期限を記載した許可印を押印するものとする。

(使用料減免の理由)

第5条 条例第10条の特別な理由があると認められるときとは、広告物の内容が次に掲げるものに該当するときとする。

(1) 市が行い、又は共催する事業に関するもの

(2) 国、県又は他の地方公共団体がを行い、又は共催する事業で、市長が公共上及び公益上必要と認めたもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公共上及び公益上必要と認めたもの

2 前項各号に該当すると認められたときの使用料の減免については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号又は第2号に該当するとき 免除

(2) 前項第3号に該当するとき 免除又は市長が定める金額の減額

(使用料の減免申請)

第6条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとするものは、第2条第1項の規定による申請のときに合わせて吉川美南駅自由通路使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により吉川美南駅自由通路使用料減免申請書を受けたときは、内容を審査し、第2条第2項の規定による通知のときに合わせて吉川美南駅自由通路使用料減免決定通知書（様式第6号）により審査の結果を申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第11条ただし書の規定により還付する額は、週を単位に使用する場合にあっては未経過の週数に1週当たりの使用料を乗じて得た額、月を単位に使用する場合にあっては未経過の月数に1月当たりの使用料を乗じて得た額とする。この場合において、週を単位とする場合の1週又は月を単位とする場合の1月に満たない端数があるときは、切り捨てるものとする。

(許可の取消し)

第8条 市長は、条例第12条第1項の規定により許可を取り消そうとするときは、吉川美南駅自由通路使用許可取消通知書（様式第7号）により当該許可を与えたものに通知するものとする。

(自由通路使用等審査委員会)

第9条 市長は、第2条第2項本文の規定による審査を行うにつき疑義があるとき並びに第5条第1項第3号及び第2項第2号に該当すると思料されるときは、自由通路使用等審査委員会（以下「委員会」という。）に諮って内容を決するものとする。

2 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 都市建設部長

(2) 政策室主幹

(3) 総務部庶務課長

- (4) 市民生活部市民参加推進課長
- (5) こども福祉部地域福祉課長
- (6) 健康長寿部長寿支援課長
- (7) 産業振興部農政課長
- (8) 都市計画部都市計画課長
- (9) 教育部教育総務課長

3 委員長は、都市建設部長をもって充て、委員長に事故があるときは、都市建設部都市計画課長が、その職務を代行する。

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集するものとする。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員会において必要と認めるときは、申請者又は関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

5 委員会の庶務は、都市建設部道路課管理担当において処理する。

(使用の期間)

第11条 自由通路を継続して使用できる期間は、1年とする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例施行の日から施行する。

